

横浜市行政不服審査会 第7回会議録

日 時	平成28年11月16日（水）午後1時30分～午後3時30分
開催場所	横浜市庁舎3階総務局A会議室
出席者	田中会長、市野瀬委員、副田委員
欠席者	なし
傍聴人	なし
開催形態	議題1 公開 議題2及び3 非公開
議 題	<p>1 行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により横浜市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について</p> <p>2 審査請求に係る調査審議</p> <p>(1) 生活保護費用徴収金決定処分</p> <p>(2) 行政証明不交付決定処分</p> <p>(3) 固定資産税・都市計画税の平成28年度の課税処分</p> <p>3 その他</p>
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題1について、審査会は「行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により横浜市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について」（案）に記載している審査請求及び「平成28年10月末日までに、精神障害者保健福祉手帳判定会議に意見聴取がなされた処分」に係る審査請求について、横浜市行政不服審査会への諮問を要しないこととすることを決定した。</li> <li>・ 議題2(1)について、答申案を検討し、決定した。</li> <li>・ 議題2(2)及び(3)について、次回答申案を検討することとした。</li> </ul>
議 事	<p>開会に当たり、会長が、議題1については公開、議題2及び3については非公開とする旨、決定した。</p> <p>1 行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により横浜市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について</p> <p>（事務局）行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により横浜市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求（案）について資料1に基づき説明</p> <p>（田中会長）当審査会に諮問を要しない場合、手続はどう進むのか。</p> <p>（事務局）通常は審理員による審理手続が終結した後、審査庁は、当審査会に諮問し、裁決を行うことになるが、諮問を要しない審査請求の場合には、審理員による審理手続が終結した後、審査庁が裁決を行うこととなる。</p> <p>（副田委員）もともと法律の規定により、諮問を要しないとされている審査請求で、他の第三者機関の意見と審理員の意見が異なった場合、審査庁はどちらの意見を尊重するのか。</p> <p>（事務局）その場合、基本的には、審理員の意見を尊重することとなるものと考えている。</p> <p>（副田委員）法律で諮問を要しないこととされている場合は別として、今回審議しているものについては、第三者機関の意見を聴いていたとしても審理員の意見がこれと違う場合もあり得る以上、当審査会への諮問手続を担保した方がいいという考え方もできるのではないかと。</p>

	<p>(田中会長) 法の趣旨は第三者機関の関与が1回あればいいという考え方で、複数回第三者機関が関与することを求めていると考えられるし、法定までされていることからしても、このような考え方で整理することは合理的と思える。もちろん、今回審議している案については、審査会で決めるかどうかの問題ではあるが、手続が実質的に法定の場合と同等な以上、諮問を要しないこととしてもいいと考えられる。</p> <p>(市野瀬委員) 審理員が審理手続中に医師に質問をすることはできるのか。</p> <p>(事務局) 審理員が必要だと考えれば、医師に質問することができる。</p> <p>(田中会長) それでは、当審査会への諮問を要しない審査請求については、案のとおり、決定したいと思うが、よろしいか。</p> <p>(委員) 了承</p> <p>(田中会長) また、平成28年10月末日までに、精神障害者保健福祉手帳判定会議に意見聴取がなされた処分についても、行政不服審査法第43条第1項第5号の規定に基づき当審査会への諮問手続を要しないこととすることでよろしいか。</p> <p>(委員) 了承</p> <p>2 審査請求に係る調査審議</p> <p>(1) 生活保護費用徴収金決定処分 について 答申案を検討し、決定した。</p> <p>(2) 行政証明不交付決定処分 について ア 事務局から事案の概要説明を行った。 イ 答申の方向性を検討した。 ウ 次回、答申案を検討することとした。</p> <p>(3) 固定資産税・都市計画税の平成28年度の課税処分 について ア 事務局から事案の概要説明を行った。 イ 答申の方向性を検討した。 ウ 次回、答申案を検討することとした。</p>
<p>資料及び特記事項</p>	<p>資料</p> <p>行政不服審査法第43条第1項第5号の規定により横浜市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について (案)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 行政不服審査法 (抄)</li> <li>2 障害者手帳交付に係る審査請求の取扱いについて</li> <li>3 関係法令 (地方自治法、身体障害者福祉法施行令、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、横浜市社会福祉審議会条例及び横浜市社会福祉審議会運営要綱)</li> <li>4 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて (平成21年12月24日障発1224第3号・厚生労働省社会援護局障害保険福祉部長)</li> <li>5 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について (平成7年9月12日健医発第1,132号・厚生省保健医療局長通知)</li> <li>6 横浜市こころの健康相談センター自立支援医療 (精神通院医療) 及び精神障害者保健福祉手帳判定会議運営要領 (平成25年4月15日健障企第726号)</li> <li>7 横浜市こころの健康相談センター自立支援医療 (精神通院医療) 支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定業務取扱要領 (平成28年11月1日健こ企第670号)</li> </ol>

特記事項

次回審査会について

次回開催日時 平成28年12月21日（水）13時30分

次回開催場所 横浜市庁舎 3階総務局A会議室

本議事録は、平成 28 年 12 月 21 日、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市行政不服審査会 会長 田中 治